学校法人三幸学園

ガ　バ　ナ　ン　ス・コ　ー　ド

小田原短期大学

＜第２.０版＞

2025（令和 7）年 4 月 1 日
学校法人三幸学園

目　次

基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）・・・・・・・・・・・・３頁

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

実施項目１－１②　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び入学者受入れの方針」の実質化

実施項目１－１③　教学組織の権限と役割の明確化

実施項目１－１④　教職協働体制の確保

実施項目１－１⑤　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①　中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

実施項目１－２②　計画実現のための進捗管理

基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）・・・・・・・・・・・・・・４頁

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①　社会の要請に応える人材育成

実施項目２－１②　社会貢献・地域連携の促進

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①　多様性を受容する体制の充実

実施項目２－２②　役員等への女性登用の配慮

基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）・・・・・・・・５頁

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①　理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

実施項目３－１②　理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

実施項目３－１③　理事への情報提供・研修機会の充実

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化
実施項目３－２① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保
実施項目３－２② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携
実施項目３－２③ 監事への情報提供・研修機会の充実
原則３－３　評議員の構成・運営方針の明確化
実施項目３－３① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保
実施項目３－３② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立
実施項目３－３③ 評議員への情報提供・研修機会の充実
原則３－４　危機管理体制の確立
実施項目３－４① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用
実施項目３－４② 法令等遵守のための体制整備

基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・７頁
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開
実施項目４－１① 情報公開推進のための方針の策定
実施項目４－１② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）

小田原短期大学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営する。

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく共学運営体制の確立

小田原短期大学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進する。

実施項目１－１①　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。

実施項目１－１②　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質向上、学修環境･内容の整備･充実に努める。

実施項目１－１③　教学組織の権限と役割の明確化

学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長、学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にする。

実施項目１－１④　教職協働体制の確保

教育と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

実施項目１－１⑤　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。

原則１－２　**中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理**

小田原短期大学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図る。

実施項目１－２①　**中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定**

策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。

実施項目１－２②　**計画実現のための進捗管理**

計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。

基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）

小田原短期大学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努める。

原則２－１　**教育研究活動の成果の社会への還元**

小田原短期大学は、社会からの養成を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献する。

実施項目２－１①　**社会の要請に応える人材の育成**

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。

実施項目２－１②　**社会貢献・地域連携の推進**

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。

原則２－２　**多様性への対応**

小田原短期大学は、ダイバーシティ＆インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じる。

実施項目２－２①　多様性を受容する体制の充実

性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。

実施項目２－２②　役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

小田原短期大学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保する。

原則３－１　**理事会の構成・運営方針の明確化**

小田原短期大学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にする。

実施項目３－１①　理事の人材確保方針の明確化及び選任課程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任課程の透明性を確保する。

実施項目３－１②　理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目３－１③　理事への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

小田原短期大学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監査機能を実質化する。

実施項目３－２①　監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目３－２②　監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行う。

実施項目３－２③　監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

小田原短期大学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にする。

実施項目３－３①　評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目３－３②　評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設

的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目３－３③　評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則３－４　危機管理体制の確立

小田原短期大学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立する。

実施項目３－４①　危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。

実施項目３－４②　法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。

基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）

小田原短期大学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開する。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

小田原短期大学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得る。

実施項目４－１①　情報公開推進のための方針の策定

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開指針を策定し、情報公開を推進する。

実施項目４－１②　ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。

以　上